

【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
第 1 条 (本約款の趣旨)	<p>1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまが<u>ワイジェイ FX 株式会社</u>（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。</p>	<p>1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社サイバーエージェント FX（以下「弊社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、弊社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客様に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組み及びリスク、並びに本取引における権利義務関係に関するお客様と弊社との間の取り決めです。</p>
第 6 条 (口座の開設および取引の適格要件)	<p>1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い当社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。 また、ご希望の場合、店頭外国為替証拠金取引「<u>ワイジェイ FX 株式会社 MT4</u>」<u>口座</u>（以下「MT4 口座」といいます）も併せて受付可能です。</p>	<p>1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い当社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。 また、ご希望の場合、店頭外国為替証拠金取引「<u>CyberAgent FX MT4</u>」<u>口座</u>（以下「MT4 口座」といいます）も併せて受付可能です。</p>
第 13 条 (証拠金の振替)	<p>1. オプトレ！口座を開設されているお客さまは、お客さまが外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまが開設されている<u>オプトレ！口座</u>へ振り替えることができます。</p> <p>2. 振替の依頼は、原則、本システムに従ってのみ行うことができます。</p> <p>3. 本約款に定める他、証拠金振替の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。</p>	<p>1. くりっく 365 口座及び、オプトレ！口座を開設されているお客様は、お客様が外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、弊社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、弊社が定める方法によりお客様が開設されている<u>くりっく 365 口座及び、オプトレ！口座</u>へ振り替える事ができます。</p> <p>2. 振替の依頼は、原則、本システムに従ってのみ行う事ができるものとします。</p> <p>3. 本約款に定める他、証拠金振替の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。</p> <p><u>※くりっく 365 サービス提供終了に伴い、今後、外貨 ex 口座とくりっく 365 口座間の振替機能におきましても、終了を予定しております。詳細な日程につきましては、当社お知らせ等をご参照ください。</u></p>